令和８年（フ）第２３２号
香川県小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地３
債務者　柴田　祐貴
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　国領　章博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２号
福岡県大牟田市臼井町286番地３
債務者　野田　和幸
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯村しおり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第４１号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇225番地の６
債務者　永冨　史朗
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一木　俊廣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１４９３号
愛知県半田市青山２丁目19番地の８　アンビシャス青山２－Ｆ号、従前の住所愛知県半田市桐ケ丘４丁目214番地の２　アートヒルズ桐ケ丘南館403号
債務者　江原　正伸
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　籠橋　美樹
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０６号
宮崎市大字塩路2783―32　軽費老人ホームコーポ住吉荘、住民票上の住所宮崎市大塚町京園3199番地１　トダカビル603号
債務者　福留　豊文
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福ヶ迫昌孝
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９６号
宮崎県都城市美川町2419番地
債務者　寺師　　彩
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４５３号
大阪府貝塚市津田北町17番３―305号
債務者　庄司　法生
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８９１号
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番23―201号
債務者　齋尾恵理香
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　明洋
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０５２号
大阪市此花区梅香１丁目23番26号　203
債務者　井本　涼雅
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　卓
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１６８号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目６番11号ル・グランデ北久宝寺201号
債務者　島田　正裕
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋口　政隆
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４６号
大阪市城東区中央３－１－21―802、住民票上の住所大阪市城東区今福西５丁目７番25号サクラ　306
債務者　坂本　勇人
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　宏貴
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２５号
愛知県一宮市西五城字上切35番地３
債務者　福井　邦彦
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７２号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字大山55番地１
債務者　鬼頭　里奈
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１９２号
函館市桔梗町379番地５
債務者　石野　　明
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２５７号
函館市昭和４丁目46番28号　アイエスハイム２　Ｅ号室
債務者　伊藤　幸恵
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８３号
函館市湯浜町12番11号　ラ・メール・ブルー１　103号室
債務者　澤田　陽香
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０２号
函館市昭和４丁目12番２号
債務者　阿部　茂樹
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０３号
函館市大森町19番８―416号　コーポ東商
債務者　上田　容子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
函館地方裁判所